

ハラスメントの法律と実務

労働施策総合推進法の改正によりパワハラ対策が法制化され、中小企業についても本年4月より、職場におけるパワハラ防止のための雇用管理上必要な措置を講じることが義務化されました。

本講座では、パワハラ・セクハラ・マタハラ・カスハラなどハラスメント全般に関する基礎知識から、法改正の概要、ハラスメント対策に至るまで、Q&A形式を交え、解説いたします。自社の対応状況の確認やハラスメント対策の強化を検討されている会員様は是非ご参加ください。

開催日時等

日 時	2022年7月26日(火) 15時00分～17時00分		
場 所	千葉県経営者会館 2階 207研修室 (千葉市中央区千葉港4-3)		
内 容	【内容】 1. ハラスメントの基礎知識 (類型と種類、企業に与える影響) 2. ハラスメントに係る法律と近年の法改正 (労働者施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等) 3. 事例紹介 (裁判事例・よくある勘違い) 4. ハラスメント撲滅に向けて対応すべき点		
講 師	【講師】 けやき総合法律事務所 弁護士 徳吉 完 氏 弁護士 柿田 徳宏 氏 弁護士 鳩貝 滋 氏	  	徳吉弁護士 柿田弁護士 鳩貝弁護士
対象者	経営者、管理職、人事労務担当者		
参加費	会員 無料	非会員	3,300円 (消費税込み)

○ホームページ <http://www.chibakeikyo.jp/event.php>にて募集中です。本書による場合は、切り取らず当協会事務局宛Faxください。締切は7月19日(火)です。

○お問合せ先 事務局 小川 TEL: 043-246-1158 Eメール: ogaway@chibakeikyo.jp

FAX: 043-246-0729

一般社団法人 千葉県経営者協会 行

開催行事名	ハラスメントの法律と実務		
会社・団体名		TEL	
参加者名①		役職①	
参加者名②		役職②	
E-Mail			
住 所			